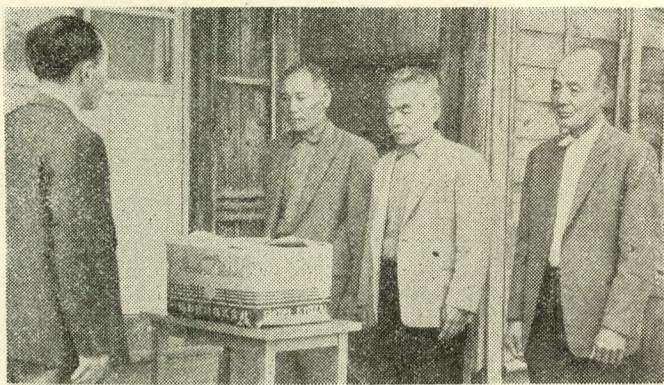


4月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,704人	2,924人	5,628人	1,212
太田地区	1,066	1,112	2,178	397
大和地区	2,460	2,656	5,116	934
行方地区	1,245	1,356	2,601	501
小高地区	1,769	1,832	3,601	676
計	9,224	9,880	19,124	3,720

昭和39年5月15日 第百十三号 (毎月15日発行)

麻生町役場実務印行所
麻永麻生作印行所
麻生町役場実務印行所
麻永麻生作印行所

矢幡第二老人クラブ

私達にも社会奉仕ができる

最近社会的経済的情况のかわ
るにつれて、土地、家屋、償
却資産等の各固定資産間に評
価の不均衡が著しく現われて
きました。例えば一方で地価
がどんどんあがつたにもかか
らず、課税のもととなる土
地の評価額が従来のままであ

三月の町報で固定資産税が新
らしい評価基準で課税されること。
第一期の納期と課税台帳の縦覧期間が延びること。
税負担の調整が行われること。
通知書が発行されますので、
その後に決った地方税法の改
正点のうち固定資産税について
概略をお知らせいたします。

「評価替はどのように
行われたか」

地方税法の改正によつて地方
税の確定金額を二以上の納期

税金の端数計算

田畠	二割一分増
山林	二割五分増
宅地	三割増
そのまゝ	

このように評価額があがつたの
で税金もそれに伴つてあがると
考へるでしようが、もともと固
定資産の再評価の目的は税金を
多くとるためになく、適正な評
価というところにあるわけです

固定資産税

税金はどうなるか

つたわけです。そこで家屋や
償却資産などを持つておられる方
とのつり合いがとれないとい
うことになります。特に宅地
を持つておられる方は評価額が所
によつて時価の五分の一から
八分の一だつたりしたわけで
こんな不均衡を是正して適正
な姿にしたのが評価替です。
当町では平均して

一割増迄

既存家屋

は今迄の水準より

新築

は從来通

り

既存家屋

は既存家屋

